

工事対象地内における埋蔵文化財に関する協議

埋蔵文化財包蔵地地図との照合

包蔵地に該当する

包蔵地に該当しない

試掘・確認調査等の実施

遺構・遺物あり

遺構・遺物なし

事業者が第93条第1項(民間)、第94条1項(国・地方公共団体)による届出・通知を町文化ホールに提出

工事中埋蔵文化財発見！ → 工事一時中断 → 町教育委員会(文化ホール)へ早急に連絡 → 発見届の提出 → 埋蔵文化財包蔵地に登録

埋蔵文化財の保存について協議

町教育委員会が所見を記載し県へ進達

県教育委員会が取扱措置を通知

発掘調査

慎重工事

記録保存の終了

埋蔵文化財に関する協議の終了